

令和3年度 銃砲刀剣類登録審査会の御案内

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課

＜開催日時・会場＞

	登録審査日	銃砲 審査	審査会場	
東部	令和3年 5月11日 (火)	○	静岡県東部総合庁舎 沼津市高島本町1-3	別館4階 第3会議室
	令和3年 11月30日 (火)			
中部	令和3年 6月15日 (火)	○	静岡県静岡総合庁舎 静岡市駿河区有明町2-20	本館7階 第8会議室
	令和3年 9月28日 (火)	○		
	令和4年 2月15日 (火)	○		
西部	令和3年 7月27日 (火)		静岡県浜松総合庁舎 浜松市中区中央1丁目12-1	9階 901 会議室
	令和4年 1月18日 (火)	○		

※ 各審査会は新型コロナウイルス感染症の防止のため、事前申込み制とします。審査を希望される方は、該当日の1週間前までに下記電話番号に申込みをしてください。受付時間は月曜日から金曜日（休日を除く）の8時30分から17時までとなります。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、審査会の中止又は延期をする場合があります。

- 1 登録証のない状態での銃砲刀剣類の所持は不法所持（銃砲刀剣類所持等取締法違反）となりますので、警察署に銃砲刀剣類発見届を提出後速やかに、上記いずれかの会場で登録審査を受けてください。
- 2 審査の進捗によっては、審査実施時間が前後することがあります。申込み時間の5分前には御来場ください。
- 3 銃砲が登録できるのは、上の表の銃砲審査欄に○印がある審査会のみです。
- 4 審査会に使用する会議室は、変更する場合がありますため、当日は庁舎内の案内掲示板等で御確認ください。
- 5 各会場とも駐車場には限りがあります。あらかじめ御承知おきください。

＜審査に関する留意点＞

- 1 登録申請者は、原則として発見届出者（銃砲刀剣類の所有者）本人ですが、特別な事情のある場合は代理人を立てることができます。その際、代理人は申請者の委任状及び身分証明書（運転免許証等）を御持参ください。
- 2 新規で登録を受ける際、審査会場に持参していただくものは、以下のとおりです。
 - (1) 登録希望の銃砲刀剣類
 - (2) 登録申請書（当日会場にも用意します。）
 - (3) 警察署が交付した刀剣類発見届出済証
 - (4) 身分を証明するもの（運転免許証等）
 - (5) 登録審査手数料（新規登録のための審査を受けようとする場合、1件につき6,300円分の静岡県収入証紙が必要になります。証紙は、庁舎内の売店で当日購入できます。）
- 3 審査の結果、定められた基準を満たしていないと判断された場合は登録できません。
- 4 銃砲刀剣類の持ち運びには十分御注意ください。

連絡先 静岡県スポーツ・文化観光部文化財課

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3158